

を図る。

4 ライフジャケット着用率の向上

漁船及びプレジャーボート等の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者においては、ライフジャケット非着用者が高い割合を占めていることを踏まえ、関係省庁、地方自治体及び関係団体が連携し、自己救命策確保キャンペーンを積極的かつ効果的に推進し、ライフジャケットの着用効果等についての理解と、その着用の徹底を図る。

また、着用義務違反に対する指導・取締りの充実、着用措置に関する規制のあり方を検討しライフジャケットの着用率を向上させる。

特に、着用率が一向に向上しない漁船については、水産関係団体等に対しても、漁業者に対しライフジャケットの着用を推進するよう働きかける。

5 海難等の情報の早期入手

海難等が発生してから海上保安庁が認知するまでに時間を要する、また、第三者機関を経由するなどにより、情報内容の正確性が低下することがある。

このため、関係機関、関係団体等により、緊急通報電話番号「118番」の周知・啓発を推進するとともに、防水機能付携帯電話の携行を推奨し、海難等通報体制の整備を図ることで、海難情報の早期入手に努める。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び海難の発生に結びつくおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

警察では、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の大型化、高速化等を進めるとともに、水上警察活動に従事する警察職員に専門的な知識、技能を習得させるなど、水上警察活動の体制の充実強化を図る。

船舶交通のふくそうする港内、事故の起きやすい海浜、河川及び湖沼等において、警ら用無線自動車や警察用航空機と連携したパトロール等による警

戒、警備、訪船連絡等を効果的に実施し、事故に直結しやすい海事関係法令違反に重点を置いた指導取締りを推進する。また、レジャースポーツに伴う事故防止のため、その愛好者に対し遊具の搬送、持込みに際して安全指導を行う。さらに、各種レジャースポーツ関係業者、港湾、船舶、漁業関係業者等と共に官民一体となった水上交通安全思想の普及・啓発活動を行う。

このほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど、水上交通に関する秩序の維持に努める。

第7節 救助・救急活動の充実

1 海難等の情報の収集処理体制の充実

海難救助を迅速かつ的確に行うためには、海難等の情報を早期に把握することが必要であることから、海上保安庁では司令部門と通信部門の一体化による情報収集の一元化、携帯電話の発信位置情報を取得できるよう緊急電話通報「118番」の受付機能の強化、更に、コスパス・サーサット捜索救助衛星

システムの新たな国際基準への対応を図り情報収集体制の充実を図る。

また、携帯電話からの118番通報による位置情報、コスパス・サーサット捜索救助衛星システムによる遭難警報、船舶に搭載されたAIS等から得られるわが国周辺海域の船舶動静情報を活用した海上保安業務システムの構築を進め、救難即応体制、海難防止

対策等の更なる向上を図る。

2 海難救助体制の充実・強化

(1) 救助勢力の早期投入

海難等が発生した際に、救助対象へ勢力を早期に投入するため、24時間の当直体制をとるとともに、大型台風の接近等により大規模な海難の発生が予想される場合には、非常配備体制をとり、事案の発生に備える。

実際に海難等が発生した場合には、巡視船艇、航空機を現場に急行させるとともに、迅速に精度の高い漂流予測を実施し、関連する情報を速やかに収集・分析して搜索区域、救助方法等を決定するなど、迅速かつ的確な救助活動の実施を図る。

さらに、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇・航空機を代替し、併せて速力、夜間搜索能力の向上等性能向上に努め、現場海域への到達時間や搜索に要する時間を短縮するなど救助勢力の充実・強化を図る。

(2) 救助・救急体制の充実

海難等の発生の可能性が高い沿岸部における人命救助については、レンジャー救助技術、潜水能力、救急救命処置能力を兼ね備えた「機動救難士」の（海上保安）航空基地への配置を拡充する。救命救急士については、年々、実施できる救急救命処置範囲の拡大・高度化が進められていることから、救急救命士の技能を向上させ、実施する救急救命処置業務の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の拡充を推進する。

警察では、船舶無線・各種水難救助資器材等の整備充実を図るとともに、警察用船舶と警察用航空機との連携による救助訓練等を通じて救助技術の向上に努める。また、水難の発生が予測される水域におけるパトロールを強化するとともに、警察用航空機等との連携を密にして水難救助活動を強化する。

(3) 海難救助体制の連携

「1979年の海上における搜索及び救助に関する国際条約」（SAR条約）に基づき、北西太平洋の広大な海域における搜索救助活動を迅速かつ的確に行うため、今後ともSAR条約締約国の搜索救助機関との連携・協力を深めていくとともに、非締約国に対しても、SAR条約への締結促進の働きかけを行うほか、船位通報制度（JASREP）についても、これを有効に活用するため、海運・水産関係者に対する説明会、巡視船艇による訪船指導、周知用パンフレットの配布、海事出版物への掲載等を通じて参加の促進を図る。

また、各国が独自に運用する船位通報制度について効果的・効率的な運用と参加船舶の利便性の向上を図る。

さらに、小型船舶等に対する海難救助については、社団法人日本水難救済会や日本海洋レジャー安全・振興協会等と連携した救助活動を行う。

3 海難救助技術の向上

海難救助に当たって、転覆船内から遭難者を救助する等、高度な技術・知識が要求される特殊な海難に有効・適切に対応するため、人員の充実等体制の強化を図るとともに、海難救助に係る手法の調査研究、訓練及び研修等を充実させ、海難救助技術の向上を図る。

4 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師の迅速かつ円滑な出動等が行われるよう、社団法人日本水難救済会を事業主体として実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し医療機関の参加を促進、医師・看護師に対する慣熟訓練を実施するなど、洋上救急体制の一層の充実を図る。

第8節 被害者支援の推進

国内旅客船の事故により、旅客に損害を与えた場合における損害賠償の能力を事業者に確保させると

ともに、旅客一人当たりの保険金支払限度額については、自動車損害賠償責任保険の保険金支払限度額